

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）……………1

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業若しくは同条第十三項に規定する病児保育事業を行う施設（病児保育事業を行う施設にあつては、不特定の者の用に供されないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）</p> <p>二七七（略）</p>	<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設又は同法第四十三条に規定する児童発達支援センター</p> <p>二七七（略）</p>